

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「三菱電機株式会社等による過大請求事案に関する会計検査
の結果について」

平成24年10月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成24年9月3日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、三菱電機株式会社等による過大請求事案について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月4日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

なお、会計検査院としては、本報告書の取りまとめに際して、内閣官房、総務省、防衛省、独立行政法人情報通信研究機構及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構が今後行うこととしている損害賠償の請求、再発防止策の策定等の状況について検証等を終えるに至っていない部分があることなどから、これらを中心に引き続き検査して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。

平成24年10月

会計検査院

目次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約の概要	1
(1)	防衛装備品等の調達に関する契約の概要	1
(2)	人工衛星等の研究、開発等に関する契約の概要	3
ア	独立行政法人宇宙航空研究開発機構における契約の概要	3
イ	衛星センターにおける契約の概要	4
ウ	通信機構における契約の概要	5
エ	総務省における契約の概要	5
3	検査の観点、着眼点、対象及び方法	6
(1)	検査の観点及び着眼点	6
(2)	検査の対象及び方法	8
第2	検査の結果	8
1	過大請求の経緯、方法、内容等の状況	8
(1)	過大請求の経緯	8
ア	これまで明らかになった過大請求事案	8
(ア)	過去の過大請求事案の件数、返還額等	8
(イ)	過去の過大請求事案に対する再発防止策等	9
a	防衛省の再発防止策	9
b	宇宙機構の再発防止策	10
c	衛星センター、通信機構及び総務省の不正防止対策	11
イ	防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約に内在する課題等	11
(ア)	競争性、透明性等の確保	11
(イ)	コスト削減へのインセンティブ	12
(ウ)	指名停止中の契約締結	12

ウ	三菱電機株式会社等による過大請求事案の発生	13
	(ア) 三菱電機及び関係4社による過大請求事案の発生	13
	(イ) 住友重機械等による過大請求事案の発生	14
(2)	過大請求の方法、内容等の状況	15
ア	三菱電機及び関係4社による過大請求事案	15
	(ア) 三菱電機による過大請求事案	15
	a 三菱電機の組織	15
	b 契約実績等	16
	c 工数付替え等の状況	17
	d 工数付替え等の目的、背景、動機等	24
	(イ) 関係4社による過大請求事案	25
	a 関係4社の組織	25
	b 契約実績等	26
	c 工数付替え等の状況	28
	d 工数付替え等の目的、背景、動機等	31
イ	住友重機械等による過大請求事案	32
	(ア) 住友重機械等の組織	32
	(イ) 契約実績等	32
	(ウ) 工数水増し等の状況	33
	a 住友重機械における工数水増し等の状況	33
	b 住重特機における工数水増し等の状況	35
	c 過大請求額の算定との関係	36
	(エ) 工数水増し等の目的、背景、動機等	36
2	防衛省等における監査等の実施状況	36
	(1) 防衛省等による制度調査の実施状況	37
	(2) 防衛省等による原価監査等の実施状況	38
	(3) 三菱電機等による内部統制、各種の法令遵守等に係る施策等の実施状況	40
	ア 三菱電機による施策等の実施状況	40
	イ 関係4社による施策等の実施状況	40
	ウ 住友重機械等による施策等の実施状況	41

第3	検査の結果に対する所見	41
1	検査の結果の概要	41
2	所見	43

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成24年9月3日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月4日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

内閣官房、総務省、防衛省、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構

(二) 検査の内容

三菱電機株式会社等による過大請求事案に関する次の各事項

- ① 過大請求の経緯、方法、内容等の状況
- ② 防衛省等における監査等の実施状況
- ③ 損害賠償の請求、再発防止策の策定等の状況

2 防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約の概要

(1) 防衛装備品等の調達に関する契約の概要

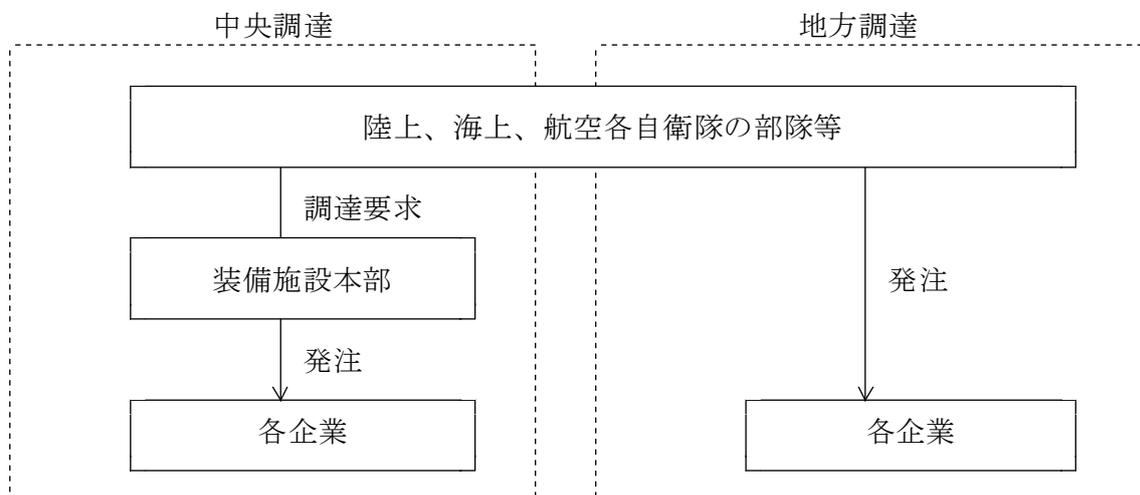
防衛省（19年1月8日以前は防衛庁）は、防衛省設置法（昭和29年法律第164号）等に基づき、所掌に係る防衛装備品、船舶、航空機等の調達等を民間企業等と請負契約等を締結することにより実施しており、これらに係る23年度の予算額は2兆8920億7647万余円に上っている。

このうち防衛装備品及び防衛装備品の修理等の役務（以下「防衛装備品等」という。）の調達は、その用途が特殊であり市販性が少なく、仕様が複雑かつ高度であり最先端技術等を必要とするため、契約相手方が限定されることが少なくないことなどから、契約金額で見ると、他府省等の物品調達に比べて随意契約の割合が高くなっている。また、防衛装備品等の調達は、「装備品等及び役務の調達実施に関する訓令」

（昭和49年防衛庁訓令第4号）に基づき、図1のとおり、防衛省装備施設本部（19年8月31日以前は装備本部）が行う調達（以下「中央調達」という。）と陸上、海上、航空

各自衛隊の部隊等が行う調達（以下「地方調達」という。）に区分されている。

図1 防衛省における防衛装備品等の調達区分



防衛装備品等の調達に係る予定価格の算定方式については、防衛装備品は一般に公表されている市場価格が形成されていない場合が多いため、このような場合には、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」（昭和37年防衛庁訓令第35号）に基づき、直接材料費、加工費（直接労務費に間接労務費、間接材料費及び間接経費である製造間接費を加えたもの）、直接経費、総利益等の計算項目の合計額により予定価格の決定の基準とされる計算価格を算定する原価計算方式を採用することとされている。このうち加工費は、工数（製造等に直接従事した作業時間）に加工費率（期間加工費を期間工数で除して算定した1作業時間当たりの加工費であり、入札等に参加しようとする者等の財務会計資料等に基づいて装備施設本部等が設定している。）を乗ずることなどにより計算することとなっている。このため、加工費は、外部証ひょう類によって確認が可能な直接材料費等とは異なり、契約相手方の管理会計上の関係書類による確認にとどまるため、改ざん等のリスクは一般に高くなる。

また、防衛装備品等の調達に係る契約方法については、契約金額は、本来、契約締結時に確定されていることが原則であるが、前記のとおり、防衛装備品は仕様が複雑かつ高度であるため最先端技術等を必要とすることなどから、契約締結時に適切な計算価格を算定することができない場合があり、このような場合には、準確定契約、超過利益返納条項付契約又は概算契約（以下、これらを合わせて「準確定契約等」という。）が採用されている。この準確定契約等においては、契約金額の範囲内等で製造

原価の実績等に基づいて契約代金の額が確定されることとなる。そして、防衛省は、契約代金の額を確定させるため、原価監査官等を契約相手方に赴かせるなどして、契約相手方が契約履行のために支出又は負担をした費用が原価として妥当であるか否かを審査するための原価の監査又は調査を実施することとしている。

さらに、防衛省は、原価の監査等の際に契約相手方から提出を受ける資料の信頼性確保のための施策の一環として、原価計算方式で予定価格を算定して契約を締結している契約相手方について、その契約相手方が採用している原価計算システムの適正性を確認するための制度調査を実施することとしている。

(2) 人工衛星等の研究、開発等に関する契約の概要

ア 独立行政法人宇宙航空研究開発機構における契約の概要

独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「宇宙機構」という。）は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成14年法律第161号）等に基づき、宇宙の開発及び利用の促進等を図ることを目的として、人工衛星等の開発等を民間企業等と請負契約等を締結することにより実施しており、23年度の予算額は2287億0607万円に上っている。

人工衛星等の開発等は、仕様が複雑かつ高度であり、最先端技術等を必要とするため、契約相手方が限定されることが少なくないことなどから、契約金額でみると、随意契約の割合が高くなっている。

人工衛星等の開発等の請負契約等に係る予定価格の算定方式については、人工衛星等の開発等は市場価格が形成されていない場合が多いため、このような場合には、宇宙機構が定めた契約事務実施要領（平成15年契約部長通達第15-1号）に基づき、原価計算方式を採用することとされている。

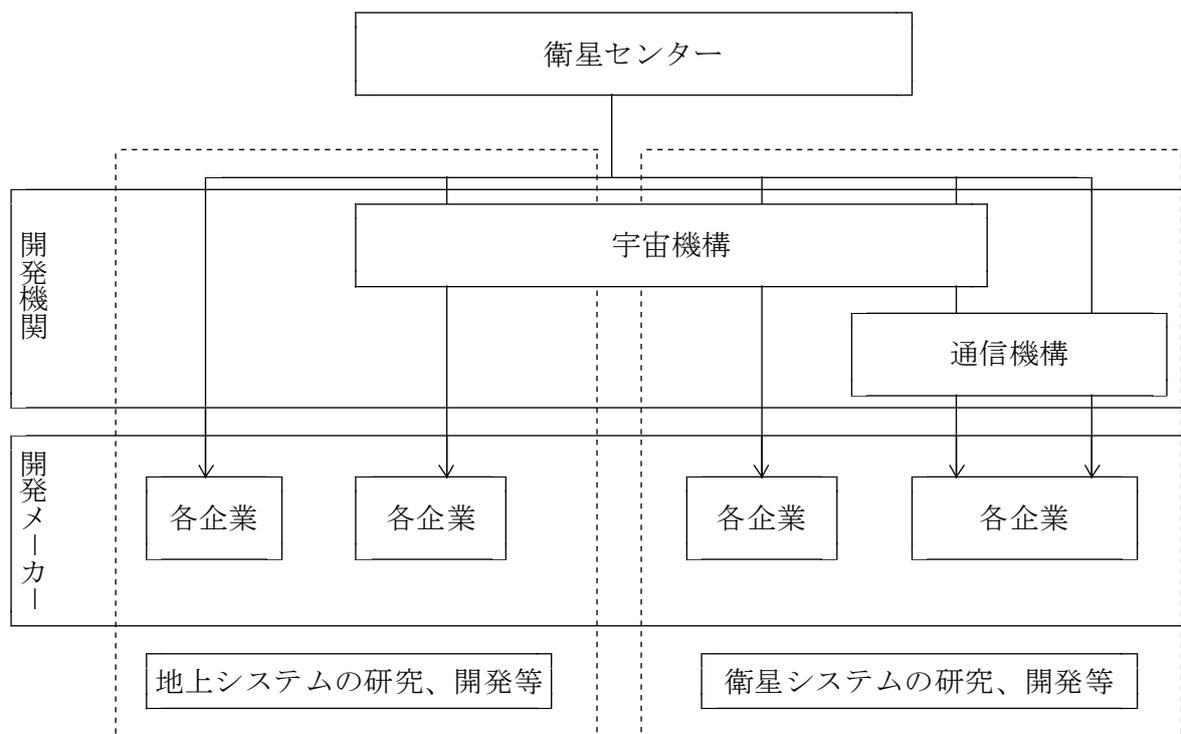
人工衛星等の開発等に係る契約方法については、確定契約のほか、契約締結時の契約金額を上限金額とし、実際に要した額を基に契約金額を確定する上限付概算契約（以下、準確定契約、超過利益返納条項付契約、概算契約及び上限付概算契約を「概算契約等」と総称する。）がある。このうち、上限付概算契約においては、契約書等に基づき、実際に要した経費を確認する原価監査を実施することとなっており、また、原価計算方式で予定価格を算定する契約においては、制度調査を実施することとなっている。

また、宇宙機構は、内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター（以下「衛星

センター」という。)から委託を受けて情報収集衛星の開発を実施している。

すなわち、政府は、「情報収集衛星の導入について」(平成10年12月22日閣議決定)により、外交、防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報を収集することを目的として、情報収集衛星を導入することを決定し、13年4月に内閣情報調査室に衛星センターを設置して、情報収集衛星に関する研究、開発、運用等の業務を行っている。これらの業務は、図2のとおり、衛星センターが民間企業等と委託契約等を締結するほか、宇宙機構及び独立行政法人情報通信研究機構(以下「通信機構」という。)と委託契約を締結し、さらに、両機構から民間企業等へ業務の一部を再委託することなどにより実施されている。

図2 情報収集衛星に係る契約関連図



イ 衛星センターにおける契約の概要

衛星センターは、上記のとおり、情報収集衛星に関する研究、開発、運用等の業務を行っており、これらに係る23年度の予算額は829億2538万余円に上っている。

情報収集衛星の研究、開発、運用等の委託契約等は、その仕様の多くが我が国の安全保障上の重大な利益を保護するために開示できないことなどから、随意契約による割合が高くなっている。

情報収集衛星の研究、開発、運用等の委託契約等に係る予定価格の算定方式につ

いては、設計費、試験費、材料費等の製造原価等を積み上げる原価計算方式を採用しており、契約を締結する者から見積書の提出を受け、その見積書の見積額を査定することなどにより行っている。このうち設計費及び試験費は、人件費単価に作業に要する工数を乗ずることなどにより算定することになっている。

また、情報収集衛星の研究、開発、運用等の契約方法については、確定契約が原則であるが、契約締結時に契約金額の確定が困難な場合には、概算契約が採用されている。このうち概算契約においては、契約金額を確定させるための調査を実施することとなっている。

ウ 通信機構における契約の概要

通信機構は、独立行政法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）等に基づき、情報収集衛星の開発その他の研究、開発等を民間企業等と請負契約等を締結することにより実施しており、23年度の予算額は108億3605万円に上っている。

このうち情報収集衛星の開発については、随意契約により、情報収集衛星の開発以外の研究、開発等については原則として公募による随意契約によりそれぞれ実施している。

請負契約等に係る予定価格の算定方式については、情報収集衛星の開発では原価計算方式を採用しており、宇宙機構の契約相手方と契約を締結する場合は、宇宙機構と同じ加工費率等を使用することになっている。また、情報収集衛星の開発以外の研究、開発等では、採択した民間企業等から見積書を提出させ、その見積書に記載された見積額を査定することにより行っている。

また、契約方法については、情報収集衛星の開発では上限付概算契約を採用しており、情報収集衛星の開発以外の研究、開発等では概算契約を採用している。そして、情報収集衛星の開発に係る上限付概算契約においては、原価監査を実施することとなっており、情報収集衛星の開発以外の研究、開発等に係る概算契約においては、額の確定のための検査（以下、原価の監査又は調査、原価監査、契約金額の額を確定させるための調査又は検査を「原価監査等」と総称する。）を実施することとなっている。さらに、情報収集衛星の開発に係る契約については、制度調査を実施することとなっている。

エ 総務省における契約の概要

総務省は、総務省設置法（平成11年法律第91号）、電波法（昭和25年法律第131

号)等に基づき、電波資源拡大のための研究開発等を民間企業等と委託契約等を締結することにより実施している。そして、このうち、電波資源拡大のための研究開発については、電波の有効利用に資する研究開発課題を指定した上で研究開発提案を公募して、採択された研究開発を行う民間企業等と委託契約を締結することにより実施しており、23年度の予算額は73億6179万余円に上っている。

電波資源拡大のための研究開発の委託契約に係る予定価格の算定方式については、原則として、入札等に参加しようとする者等から見積書を提出させ、その見積書に記載された見積額を査定することにより行っている。

また、電波資源拡大のための研究開発の契約方法については、概算契約を採用しており、額の確定のための検査を実施することとなっている。

3 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、平成11年度決算検査報告に特定検査対象に関する検査状況として「装備品等の調達に係る過払事案の処理等について」を掲記しており、会計検査院の所見として、制度調査等のより一層の充実を図り、過払事案の発生原因、背景等を究明し、これに対する有効な対策を講ずるとともに、契約相手方である会社の保有する防衛装備品等に関する情報のより一層の収集、蓄積に努める要があり、もって、これらの施策を通じ防衛装備品等の調達価格の適正化に努め国民の信頼を得るようにすることが肝要であるとしているところである。

しかし、三菱電機株式会社（以下「三菱電機」という。）は24年1月27日に、防衛省、宇宙機構及び衛星センターと締結した契約に係る工数等を過大に申告して過大請求を行っていたことなどを認めた。その後、三菱電機の子会社である三菱スペース・ソフトウェア株式会社（以下「MS S」という。）、三菱プレジジョン株式会社（以下「プレジジョン」という。）、三菱電機特機システム株式会社（以下「三電特機」という。）及び関連会社である太洋無線株式会社（以下「太洋無線株式会社」を「太洋無線」といい、これら4社を「関係4社」という。）並びに住友重機械工業株式会社（以下「住友重機械」という。）及びその子会社である住重特機サービス株式会社（以下「住重特機サービス株式会社」を「住重特機」といい、両社を合わせて「住友重機械等」という。）による過大請求事案が、次々と明らかになった。これら7社による過大請求事案（以下「三菱電機株式会社等による過大請求事案」という。）につい

では、マスコミにおいて大きく報道されており、国民の関心が極めて高く、国会においても質疑が行われている。

このようなことから、会計検査院は、三菱電機株式会社等による過大請求事案の発覚以降、同事案について検査を実施してきたが、今回の検査の要請を踏まえ、今後も検査を続けることとしている。

防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省は、三菱電機、関係4社又は住友重機械等に対して指名停止等の措置を講じているが、その後も、防衛省、宇宙機構、通信機構及び総務省は、指名停止中であっても真にやむを得ない場合に該当するとして、これらの会社と契約を締結している（以下、このような場合に締結した契約を「指名停止中の契約」という。）。このことなどから、早急に原因を究明して、再発防止策を策定することなどが重要な課題となっている。

そこで、これまで明らかになった検査結果を速やかに国会に報告し、事態の概要の把握や原因究明等に資することとするとともに、詳細な検証等を終えるに至っていない部分を中心に今後引き続き検査を実施して、最終的な検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。

会計検査院は、本件の検査の要請の趣旨を踏まえ更なる検査の徹底を図るなどのため、三菱電機株式会社等による過大請求事案について、合規性、経済性等の観点から、以下の着眼点により検査を実施した。

ア 過大請求の経緯

過大請求はどのような経緯で行われていたのか、特にこれまで明らかになった過大請求事案に対する再発防止策等はどのようなものであったのか。また、防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約における過大請求の背景、事情等となるような課題等はないか。

イ 過大請求の方法、内容等の状況

過大請求はどのように行われていたのか、特に工数の付替え等の方法はどのようなものか、また、過大請求の目的、動機及び背景はどのようなものか。

ウ 防衛省等における監査等の実施状況

防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省が実施している制度調査、原価監査等は適切に実施されていたのか、また、三菱電機、関係4社及び住友重機械等における内部統制、各種の法令遵守等に係る施策等は有効に機能していたのか。

(2) 検査の対象及び方法

会計検査院は、防衛装備品等の調達については、防衛省が19年度から23年度までの間に三菱電機、関係4社及び住友重機械等と締結した防衛装備品等の調達に関する請負契約等を対象として、人工衛星等の研究、開発等については、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省が三菱電機又は関係4社と締結した情報収集衛星の研究、開発等に係る委託契約等のうち、19年度から23年度までの間に履行の全部又は一部を完了した契約を対象として検査を行った。

検査に当たっては、防衛省内部部局、同省装備施設本部、宇宙機構東京事務所、衛星センター、通信機構本部、総務本省等において、調書を徴したり、三菱電機等から提出された製造等に係る実際原価が記載された実際原価計算書等の関係書類を確認したりする方法により、会計実地検査を行った。さらに、三菱電機鎌倉製作所及び通信機製作所（以下、三菱電機鎌倉製作所を「鎌倉製作所」、同社通信機製作所を「通信機製作所」という。）、関係4社並びに住友重機械等の各製造拠点に赴いて、精算関係資料や社内の調査資料を確認したり、関係者に説明を求めたり、製造現場を確認したりなどする方法により、会計実地検査を行った。これらの会計実地検査には計214人日を要した。

第2 検査の結果

1 過大請求の経緯、方法、内容等の状況

(1) 過大請求の経緯

ア これまで明らかになった過大請求事案

(イ) 過去の過大請求事案の件数、返還額等

防衛省が締結した防衛装備品等の調達契約においては、工数を過大に申告するなどした過大請求事案が、表1-1のとおり、5年6月以降19件明らかになっている。

(注1)
また、宇宙機構が締結した人工衛星等の研究、開発等に関する請負契約等においても、表1-2のとおり、過大請求事案が4件明らかになっている。

そして、防衛省及び宇宙機構は、指名停止等の措置を講ずるとともに、再発防止策を講じたとしていた。

表1-1 過去の過大請求事案の概要 (防衛省)

(単位：億円)

	会社	発覚年月	返還金額
1	日本工機株式会社	平成 5年 6月	5.9
2	東洋通信機株式会社	6年 3月	71
3	藤倉航装株式会社	7年 5月	3.6
4	ニコー電子株式会社	7年 5月	34
5	日本航空電子工業株式会社	10年 3月	77
6	日本電気株式会社	10年10月	318
7	日本電気電波機器エンジニアリング株式会社	10年11月	44
8	株式会社トキメック	11年11月	157
9	株式会社富士通ゼネラル	11年11月	1.6
10	東急車輛製造株式会社	12年 5月	2.4
11	富士写真光機株式会社	12年11月	23
12	日進電子株式会社	12年11月	0.3
13	日本飛行機株式会社	15年 5月	123
14	株式会社大原鉄工所	16年12月	27.5
15	日本無線株式会社	16年12月	231
16	長野日本無線株式会社	16年12月	24.2
17	株式会社富士インダストリーズ	18年11月	9.3
18	株式会社山田洋行	19年11月	36.2
19	極東貿易株式会社	20年 1月	29.5

表1-2 過去の過大請求事案の概要 (宇宙機構)

(単位：億円)

	会社	発覚年月	返還金額
1	日本電気株式会社	平成10年 9月	63.1
2	東洋通信機株式会社	10年 9月	0.2
3	日本航空電子工業株式会社	10年11月	3
4	日本飛行機株式会社	15年 5月	2

(注1) 宇宙機構 宇宙機構は、平成15年10月に宇宙開発事業団、文部科学省宇宙科学研究所及び独立行政法人航空宇宙技術研究所を統合し、それぞれの業務を承継して設立されている。本文の宇宙機構の記述のうち、15年9月以前のものについては宇宙開発事業団又は宇宙科学研究所に関するものであり、表1-2中、1から3までの事案については同事業団、4の事案については同研究所に係るものである。

(イ) 過去の過大請求事案に対する再発防止策等

a 防衛省の再発防止策

防衛省が締結した防衛装備品等の調達に関する請負契約等においては、前記のとおり、これまで過大請求事案が何度も明らかになっており、防衛省は、次のような再発防止策を講じてきたとしている。

11年4月に防衛庁長官（当時）を本部長とする防衛調達改革本部が取りまとめた「調達改革の具体的措置」を踏まえ、同年6月に関係機関に対して「契約の相手方の提出資料の信頼性確保のための施策について（通達）」を発して、契約相手方が一般的に遵守すべき次の事項を、入札等に参加しようとする者や契約相手方が知り、かつ、守らなければならない事項を定めた「入札及び契約心

(注2)

得」(昭和51年防衛庁調達実施本部公示第2号)等に新たに記載するとともに、その周知を図ることとした。

(a) 制度調査の受入義務

(b) 虚偽の資料の提示・提出の禁止

(c) 予定価格の算定に当たって原価計算方式を採用している契約については、次の事項を定めた「資料の信頼性確保に関する特約条項」を付すこと

- ① 原価を確認するために必要となる作業報告書等の帳票類の保存義務（契約代金の支払が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から1年間）
- ② 過大請求事案において原価監査等の際に虚偽の資料を提示・提出したことが確認された場合は違約金（過払額と同額。20年4月1日以降は過払額の2倍）を課すこと

また、15年5月に発覚した日本飛行機株式会社による過大請求事案においては、同社が、防衛装備品等以外の工数を防衛装備品等の工数として付け替えて、付替後の状況を反映した原価元帳等の帳票類を作成していた（^(注3)一重帳簿）。このことなどから、防衛庁（当時）は、その後の制度調査においては、単に会計記録である帳票類を審査するだけではなく、その背景となる生産管理情報等との比較検証や内部統制システムの調査を加えたり、従来実施している監査法人等への外部委託に加え、防衛省の職員のみで調査を実施する場合の調査内容等について、公認会計士の助言を求めたりなどして、契約相手方の原価計算システムの適正性の確保に努めることとした。

(注2) 入札及び契約心得 平成18年7月の改訂により、現在は「入札及び契約心得（平成18年防衛庁装備本部公示第1号）」

(注3) 一重帳簿 従来の過大請求事案は、原価監査、制度調査等の際に提示する虚偽の原価元帳等の帳簿類や証ひょう類とは別に、正規の原価元帳等の帳簿類や証ひょう類が存在するという意味で、いわゆる二重帳簿による過大請求と呼ばれている。これに対して、日本飛行機株式会社による過大請求事案等は、他の契約の実績工数の一部を防衛装備品等の契約の工数に付け替えるなどしており、当該付替後の工数等が記載された原価元帳が正規の原価元帳として取り扱われるとともに、これに符合した証ひょう類が整備されており、他に正規の原価元帳や証ひょう類が存在しないという意味で、本報告書においては、このように作成された原価元帳や証ひょう類を「一重帳簿」と定義付けている。

b 宇宙機構の再発防止策

宇宙機構が締結した人工衛星等の研究、開発等に関する請負契約等においても、前記のとおり、これまで過大請求事案が明らかになっており、宇宙機構は、防衛省と同様に、次のような再発防止策を講じてきたとしている。

(a) 契約書において制度調査の受入義務を定めて、11年11月から順次、これまでのシステム監査の調査項目を充実・強化した制度調査を実施した。

(b) 関係資料の保存義務（原価監査が完了した日の属する年度の翌年度末まで）^(注4) や違約金の額（過払額と同額）を定めた「原価の適正性確保のための特約条項」等を11年10月以降の新規契約に付すこととした。

また、15年5月に発覚した日本飛行機株式会社による過大請求事案においては、同社が、確定契約において、見積書の金額を過大に計上したことによって契約金額が過大となっていた。このため、宇宙機構は、従来の確定契約においては過去の契約の原価に関する資料を開示させていなかったが、今後は当該資料を契約相手方に開示させ、それを見積りの調査に反映させるほか、見積りの前提となる要求仕様の明確化・具体化を図るなど、見積りの精度向上に努めることとした。

c 衛星センター、通信機構及び総務省の不正防止対策

衛星センター、通信機構及び総務省は、自ら締結した委託契約等において過大請求事案が明らかになったことがない。このことなどから、衛星センターは、^(注5) 特に関係資料の保存義務や虚偽資料に係る違約金の賦課といった不正防止対策^(注6) を講じていない。また、通信機構は、関係資料の保存義務を定めておらず、総務省は、違約金の賦課について定めていない。

(注4) 違約金の額 宇宙機構は、本件過大請求事案発覚後、情報収集衛星以外の契約については三菱電機についてのみ平成24年1月以降の契約から、情報収集衛星に関する全ての契約については24年3月以降の契約から、違約金の額を過払額の2倍に引き上げた。

(注5) 違約金の賦課 衛星センターは、本件過大請求事案発覚後、平成24年3月に三菱電機との履行中の契約について、また、同年4月からの新規契約のうち原価計算方式により予定価格を算定した契約について、契約相手方を問わず、関係資料の保存義務（1年）や違約金の賦課（過払額の2倍）を定めた「資料の信頼性確保に関する特約条項」を付すこととした。

(注6) 関係資料の保存義務 通信機構は、本件過大請求事案発覚後、平成24年4月以降の契約から関係資料の保存義務（1年）を定めた。

イ 防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約に内在する課題等

(ア) 競争性、透明性等の確保

防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約は、前記のと

おり、契約相手方が限定されることが少なくない。契約金額でみると、随意契約の割合は、防衛省の中央調達の場合は22年度で53.4%、宇宙機構の場合は23年度で40.6%となっているなど、他府省等の物品調達に比べて随意契約の割合が高く、競争が働きにくい面がある。

また、用途が特殊であったり、開発品であったりするため市場価格が形成されておらず、特定の企業の見積書等に基づいて原価計算方式により予定価格を算定するケースが多く、例えば、防衛省の22年度の中央調達の場合、原価計算方式による予定価格の算定実績は契約金額で75%となっているなどしており、更に競争性が乏しいことから、予定価格の算定根拠等の透明性の確保が重要となる。

(イ) コスト削減へのインセンティブ

現行の概算契約等においては、契約相手方のコスト削減努力により工数等が低減した場合についても、契約代金等を減額することとなり、コスト削減の便益を全て発注者が享受することとなっている。また、原価計算方式により予定価格を算定する場合には、総利益は製造原価に対して一定の率で計算することとなっていることから、製造原価が低減すると総利益も低減することとなり、契約相手方は、コスト削減分だけでなく総利益も減額されることとなる。このようなことから、契約相手方において、コスト削減へのインセンティブが働きにくい面がある。

一方、防衛省は、前記の調達改革の具体的措置を踏まえ、11年7月に、インセンティブ契約として、減価提案制度を導入した。これは、契約締結後に成果品としての防衛装備品の機能及び性能を低下させることなく、企業が有する技術及び製造ノウハウを活用してコスト削減を可能とする提案を受け、審査の上、適当と認められた場合は、当該企業にコスト削減額の50%を減価提案技術料として原則3年間支払うものである。しかし、14年4月に、要件が厳しく使い勝手が悪いとして、要件を緩和するとともに減価提案技術料の支払期間を3年から5年に長くしたものの、この制度はほとんど利用されていない。

このようなことから、防衛省は、インセンティブ契約制度の改善を含め、今後の調達制度等の在り方等について更に検討するとしている。

(ウ) 指名停止中の契約締結

防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約の相手方となる企業は、最先端技術等を有する企業であり、これらの企業でなければ製造又は

修理できない防衛装備品や研究開発できない人工衛星等が多数存在している。また、これらの防衛装備品や人工衛星等は、我が国の安全保障等の面において大きな役割を担っている。このため、今回の過大請求事案の発覚に伴い、防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省は三菱電機等に対して指名停止等の措置を講じているが、その後も、防衛省、宇宙機構、通信機構及び総務省は指名停止中の契約をこれらの会社と締結しており、その件数及び金額は、後記の表3及び表4-1から表4-3までのとおり、計238件、1166億3013万余円に上っている。このうち、防衛省が、本件過大請求事案に伴い三菱電機を指名停止等とした24年1月27日から6月30日までの間に、三菱電機と締結した指名停止中の契約は計152件、契約金額計1118億4386万余円となっている。これは、22年度に防衛省が三菱電機と締結した契約の契約金額計1192億2994万余円の9割を超える額である。また、宇宙機構が締結した指名停止中の契約も計24件、契約金額計13億1578万余円に上っている。

防衛省は、指名停止中の契約について、代替品や代替会社の有無を精査した結果、代替の調達手段がなく、かつ、指名停止中の会社との契約を行わなければ、自衛隊の任務遂行に重大な支障が生じる場合に限定して締結したとしているが、結果的に、三菱電機との間で指名停止後の5か月間に直近年度の契約金額計の9割を超える額の契約を締結していることは、指名停止等の措置が契約相手方にとってペナルティとして十分に機能していないと思料される。

上記(ア)、(イ)及び(ウ)のとおり、防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約については、様々な課題等が内在しており、これらの課題等が過大請求の発生リスクに影響を与えていると思料される。

ウ 三菱電機株式会社等による過大請求事案の発生

(ア) 三菱電機及び関係4社による過大請求事案の発生

防衛省、宇宙機構及び衛星センターは、三菱電機が防衛省及び宇宙機構と締結した契約において工数等を付け替えるなど過大請求等を行っているとの情報を受けたことなどから、24年1月17日に調査等を開始した。そして、防衛省、宇宙機構及び衛星センターは、同月27日に、三菱電機がそれぞれと締結した契約において工数等を過大に申告して過大請求を行っていたことなどを認めて報告したことから、同日付けで同社に対し指名停止等の措置を執るとともに、同月31日から三菱

電機の過大請求額（過払額）の算定を行うための特別調査等を鎌倉製作所に対して開始した。また、防衛省は同日に、宇宙機構は4月24日に通信機製作所に対しても同様の特別調査を開始した。さらに、通信機構及び総務省は、それぞれ2月3日及び3月2日に、通信機構及び総務省と締結した契約においても同様に過大請求を行っていたとの報告を三菱電機から受けたことから、それぞれ同日付けで同社に対し指名停止の措置を執るとともに、同日から鎌倉製作所に対して特別調査等を開始した。そして、通信機構は、6月12日に通信機製作所に対しても同様に特別調査を開始した。

また、防衛省は、2月24日に、関係4社から防衛省と締結した契約において工数を過大に申告して過大請求を行っていたとの報告を受けたことから、同日付けで関係4社に対し指名停止の措置を執るとともに、同月28日から特別調査を開始した。

さらに、上記のとおり、関係4社が防衛省と締結した契約において過大請求を行っていたことが判明したことから、宇宙機構は、4月3日に関係4社に対し同種事態がないか事実確認の調査依頼を文書により行った。

(イ) 住友重機械等による過大請求事案の発生

防衛省は、住友重機械が防衛省と締結した契約において工数を水増しして過大請求を行っているとの情報を受けたことから、24年5月8日に調査等を開始した。そして、防衛省は、同月25日に、住友重機械及び子会社の住重特機が、防衛省と締結した契約において工数を過大に申告して過大請求を行っていたことを認めて報告したことから、同日付けで住友重機械等に対し指名停止の措置を執るとともに、同月29日から特別調査を開始した。

上記について、調達機関、調査開始年月日、報告年月日及び指名停止等年月日を一覧にまとめると表2-1から表2-3までのとおりである。

表2-1 三菱電機による過大請求事案の調査開始年月日等

調達機関	防衛省	宇宙機構	衛星センター	通信機構	総務省
調査開始年月日	平成 24年1月17日	24年1月17日	24年1月17日	24年2月 3日	24年3月 2日
報告年月日	24年1月27日	24年1月27日	24年1月27日	24年2月 3日	24年3月 2日
指名停止等年月日	24年1月27日	24年1月27日	24年1月27日	24年2月 3日	24年3月 2日

表2-2 関係4社による過大請求事案の調査開始年月日等

調達機関	防衛省	宇宙機構	衛星センター	通信機構	総務省
調査開始年月日	24年2月28日	24年4月 3日			
報告年月日	24年2月24日				
指名停止等年月日	24年2月24日				

表2-3 住友重機械等による過大請求事案の調査開始年月日等

調達機関	防衛省
調査開始年月日	24年5月 8日
報告年月日	24年5月25日
指名停止等年月日	24年5月25日

(2) 過大請求の方法、内容等の状況

ア 三菱電機及び関係4社による過大請求事案

(イ) 三菱電機による過大請求事案

a 三菱電機の組織

三菱電機は、事業本部制を採用しており、図3-1のとおり、執行役社長、執行役副社長等の下に、開発本部、電子システム事業本部、通信システム事業本部等の事業本部等と監査部、総務部、経理部、法務部等の管理部門が設置されている。このうち、防衛装備品の製造、修理等及び人工衛星等の研究、開発等の主な担当部門は電子システム事業本部であり、同事業本部には、製造拠点として鎌倉製作所及び通信機製作所が設置されている。また、開発本部には、情報技術総合研究所が設置されている。

鎌倉製作所には、図3-2のとおり、所長、副所長の下に、防衛部門として飛しょう体システム部、管制システム第一部、同第二部、同第三部等、宇宙部門として衛星情報システム部、宇宙システム部等が設置されている。また、防衛、宇宙に共通する関連部門として製造部、技術部、相模工場等、管理部門として総務部、経理部等が設置されている。

通信機製作所には、図3-3のとおり、所長、副所長の下に、防衛部門として電子情報システム部、通信情報システム部等、宇宙部門としてインフラ情報システム部地上システム課等が設置されている。また、防衛、宇宙に共通する関連部門として工作部、情報技術部、技術部等、管理部門として総務部、経理部等が設置されている。

図3-1 本社等の組織図 (2011年4月1日現在)

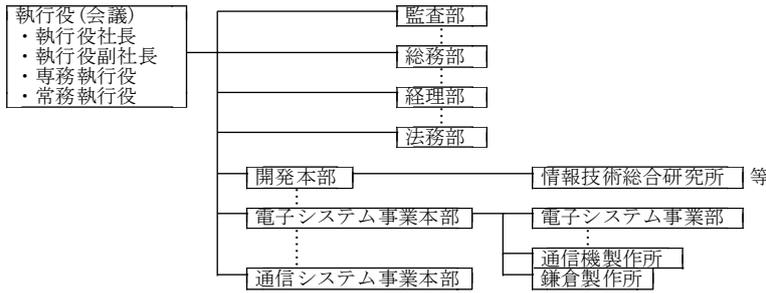


図3-2 鎌倉製作所の組織図 (同)

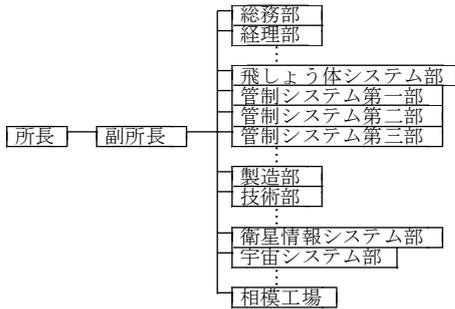
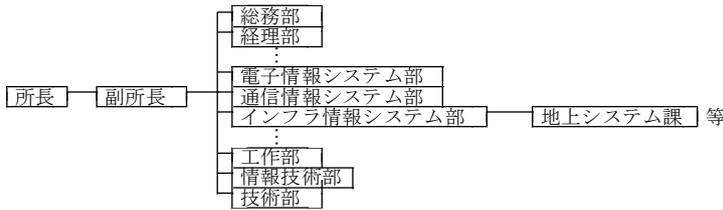


図3-3 通信機製作所の組織図 (同)



b 契約実績等

三菱電機は、防衛省と防衛装備品等の調達に関する請負契約等を締結し、また、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省と人工衛星等の研究、開発等に関する委託契約等を締結している。これらの契約の主な契約内容、主な製造拠点、19年度から23年度までの間の契約実績及び指名停止中の契約の実績は、表3のとおりである。

表3 防衛省等と三菱電機との契約の概要

(単位：件(上段)、千円(下段))

調達機関		防衛省	宇宙機構	衛星センター	通信機構	総務省
主な契約内容		03式中距離地对空誘導弾等の製造等	人工衛星(情報収集衛星含む)の開発等	情報収集衛星の研究、開発等	情報収集衛星の開発、通信技術の研究、開発等	衛星通信技術の開発、通信技術の研究開発等
主な製造拠点		鎌倉製作所 通信機製作所	鎌倉製作所 通信機製作所	鎌倉製作所	鎌倉製作所 通信機製作所 情報技術総合研究所	鎌倉製作所 通信機製作所 情報技術総合研究所
契約実績	平成19年度	696 119,067,716	157 37,038,987	3 272,647	19 5,759,351	24 2,737,283
	20年度	716 174,344,021	132 42,015,776	1 9,765	19 7,107,642	24 2,386,062
	21年度	705 200,552,341	130 39,851,550	1 303,870	21 8,041,486	30 3,020,656
	22年度	628 119,229,946	106 38,723,087	2 154,350	16 14,698,351	28 1,604,122
	23年度	379 20,913,582	88 8,165,384	1 144,060	15 3,304,541	14 1,740,227
	計	3,124 634,107,609	613 165,794,786	8 884,692	90 38,911,372	120 11,488,351
	指名停止等年月日	24年1月27日	24年1月27日	24年1月27日	24年2月3日	24年3月2日
指名停止中の契約の実績	152 111,843,866	24 1,315,784	なし	3 131,980	5 313,738	

(注) 契約実績は、防衛省については、平成19年度から23年度まで(指名停止まで)の間に締結した契約の実績であり、また、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省については、19年度から23年度までの間に履行の全部又は一部を完了した契約の実績である。なお、防衛省の契約実績については、中央調達(全契約)、地方調達は「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)に基づき契約に係る情報の公表の対象となっている契約であり、指名停止中の契約の実績(24年6月末現在)は、全契約の実績である。宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省の契約実績及び指名停止中の契約の実績(同)は、1件300万円以上のものである。また、金額は単位未満を切り捨てているため、合計しても計欄の金額と一致しない場合がある。以下、表4-1から表4-4まで及び表6において同じ。

c 工数付替え等の状況

(a) 防衛装備品等の調達に関する契約

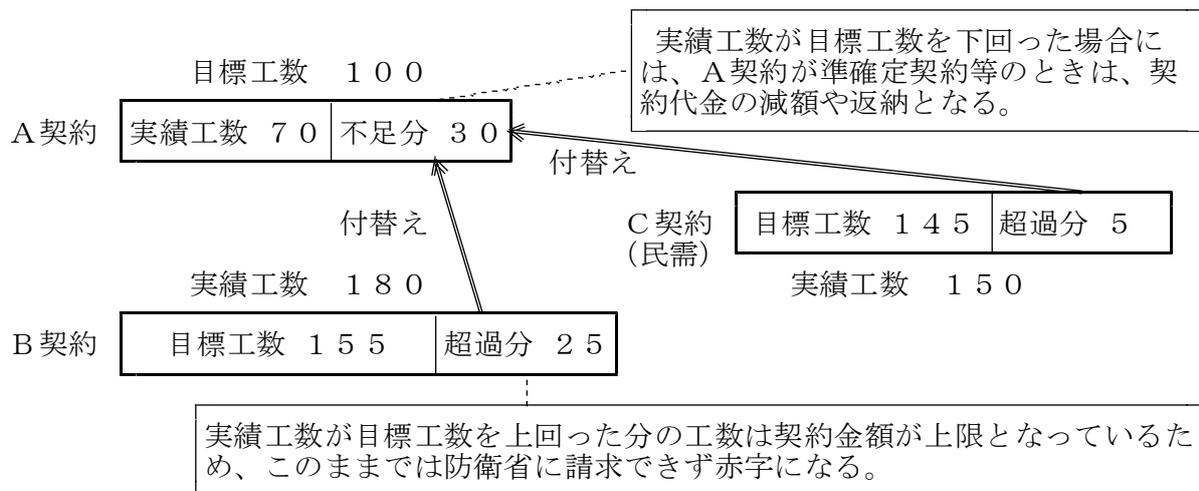
① 鎌倉製作所における工数付替え等の状況

鎌倉製作所の飛しょう体システム部等の防衛部門は、防衛省と締結した大半の契約において、その契約金額に基づき損益管理等を行うための指標として目標工数を設定していた。そして、同防衛部門は、準確定契約等において、契約代金の確定時に契約代金の減額や返納を避けるなどの目的で、実績工数が目標工数を下回った場合には、その下回った分に、実績工数が目標工数を上回った民需を含む他の契約から実績工数の一部を付け替えて、付け替えた工数を加算した後の工数を当該契約の実績工数として防衛省に申告するなどしていた。また、同部門は、確定契約においても、契約に際

して提出する見積書に記載する工数は過去の製造実績に基づいて計上することが基本となっていることなどから、その契約の実績工数が次回以降の契約に際して提出する見積書に記載する工数に影響を与えることなどを回避するために、実績工数が目標工数を下回った場合には、準確定契約等と同様に、実績工数の一部を付け替えるなどしていた。

これを概念図で示すと、図4のとおりである。

図4 工数付け替えの概念図



なお、同部門は、部課が多岐にわたっていること、課員が多数に上っていること、契約件数が膨大であることなどから、全ての契約に過不足なく工数を付け替えることは困難であるため、結果的に、一部の契約では間接作業時間を工数として計上すること（水増し）も行っていた。

三菱電機は、これらの付け替え等を遅くとも1970年頃（昭和45年頃）から行ってきたとしており、防衛省と締結した契約との間だけでなく、宇宙機構等と締結した契約や民需に係る契約との間でも一部行っていたとしている。

また、同部門では、防衛装備品に係るプロジェクトの管理、システム設計等を担当するプロジェクト部門の担当課が目標工数を設定して当該プロジェクトの製造等に関わる技術、品質管理、製造等の関連部門に配布していたとしている。そして、目標工数に対して実績工数が下回るなどした場合、関係課長が工数の付け替えを行うなどしていた。その際、工数データを

集計、管理等するシステム（以下「工数管理システム」という。）を導入した1990年（平成2年）までは、課員が紙に記録した実績工数を課長が書き換える方法により、また、工数管理システムが導入された後は、課長が課員に指示して工数管理システムに実際の工数ではない目標工数を入力させたり、課長がアクセス権限を有する工数データを上書きして修正するための専用端末（以下「工数修正専用端末」という。）を使用して、課員が入力した工数データを目標工数に書き換えたりするなどの方法により工数の付替えを行っていたとしている。その後、後述の宇宙システム部等の宇宙部門の工数修正専用端末の撤去に続いて、22年8月に防衛部門の工数修正専用端末が撤去されたが、その後においても、各課長は、課員に指示して、実際の工数ではない目標工数を工数管理システムに入力させたり、過去に計上したことがある工数を実績工数としたりするなどの方法により付替えを行うなどしていた。

なお、付替え前の工数データについては、22年8月以前のデータが廃棄されており、それ以降の工数データも最初から目標工数が工数管理システムに直接入力されるなどしていたとしている。また、廃棄されていたとしていた22年8月以前の工数データについては、バックアップ用の大容量テープが一部保管されるなどしていたが、現在、防衛省が、その中に記録されているデータの信頼性等について検証を行っている。

② 通信機製作所における工数付替え等の状況

通信機製作所の電子情報システム部等の防衛部門は、鎌倉製作所と同様に、防衛省と締結した大半の契約において目標工数を設定しており、準確定契約等及び確定契約のいずれの契約においても、実績工数が目標工数を下回った場合には、その下回った分に、実績工数が目標工数を上回った他の契約から実績工数の一部を付け替えるなどしていた。

三菱電機は、これらの付替えを遅くとも1980年代後半（昭和60年頃）から行ってきたとしており、防衛省と締結した契約の間だけでなく、民需に係る契約との間でも一部行っていたなどとしている。

また、同防衛部門では、鎌倉製作所と同様に、防衛装備品に係るプロジェクトの管理、システム設計等を担当するプロジェクト部門の課長が中心

となって工数の付替えを行うなどしていたとしている。そして、工数修正専用端末は、平成16年9月に撤去され使用不可能となっていたが、その後においても、鎌倉製作所と同様に、各課長が課員に指示して実際の工数ではない目標工数を工数管理システムに入力させる方法で付替えを行うなどしていた。

さらに、鎌倉製作所が製造等を担当する防衛省との請負契約等において、通信機製作所は、製造等の業務の一部を実施して、鎌倉製作所に成果物等を供給する場合があります（以下、この場合の成果物等の供給を「社供」という。）、この場合は、あくまでも社内取引ではあるが、通信機製作所は、鎌倉製作所に見積書を提出した上、査定を受けた確定金額で社供の代金を確定している。通信機製作所は、防衛省との請負契約等に係る社供においても工数の付替えを行うなどしていた。

上記のほか、通信機製作所の防衛部門は、次のような工数の計上等を行っていた。

- i 工作部門において、遅くとも昭和62年から平成2年までの間に、定型作業等に設定している標準作業時間を1.2倍から1.5倍程度にまで割り増した標準作業時間を用いるなどして実績工数を計上していた。
- ii 契約に基づき部品等を製作する場合に、不良品の歩留率が改善したことから、納入予定数量を超える良品が製作されたにもかかわらず、当該超過分の良品を簿外管理するとともに、当該部品等の製作費の全額を当該契約の原価に含める場合があった。

なお、付替え前の工数データについては、17年頃以前のデータが廃棄されており、それ以降の工数データも最初から目標工数が工数管理システムに直接入力されるなどしており、実際の作業時間が記録された工数データについては、一部しか保管されていないとしていることから、現在、防衛省がその信頼性等について検証している。

③ 過大請求額の算定との関係

上記のとおり、鎌倉製作所及び通信機製作所の防衛部門は、防衛省と締結した大半の契約において目標工数を設定した上で、実績工数が目標工数を下回った場合には、その下回った分に、実績工数が目標工数を上回った

他の契約から実績工数の一部を付け替えるなどしていた。これらの付替え等は、準確定契約等においては、契約代金の確定時に契約代金の減額や返納を避けるなどの目的で、また、確定契約においては、次回以降の契約に際して提出する見積書に記載する工数に影響を与えることなどを回避するために行われていたものである。

防衛省は、現在、過払額の算定を行うための特別調査を実施しているが、前記のとおり、鎌倉製作所及び通信機製作所は、実際の作業時間が記録された工数データを一部しか保管していないことなどから、従来の過大請求事案のように、個々の契約の支払済額から、原価元帳その他の帳簿類から確認した真の工数等に基づいて算定した契約金額を差し引いて過払額を算定するという作業ができない状況となっている。このため、防衛省は、現在、保管されていたデータの信頼性を検証するなどした上で、当該データ等から過払額を算定するための「適正な工数」の推定方法等を検討している。

(b) 人工衛星等の研究、開発等に関する契約

① 鎌倉製作所における工数付替え等の状況

鎌倉製作所の宇宙システム部等の宇宙部門は、防衛部門が防衛省との契約で行っていたのと同様に、宇宙機構、衛星センター及び通信機構と締結した大半の契約において、その契約金額に基づき損益管理等を行うための指標として目標工数を設定していた。そして、概算契約等においては、額の確定時に契約金額の減額や返納を避けるなどの目的で、実績工数が目標工数を下回った場合には、その下回った分に、実績工数が目標工数を上回った他の契約から実績工数の一部を付け替えるなどしていた。また、確定契約においても、概算契約等と同様に、工数の付替えを行うなどしていた。

三菱電機は、宇宙部門において、これらの付替えを遅くとも1990年代から行ってきたとしている。

また、鎌倉製作所の宇宙部門では、これらの付替えについて、情報収集衛星等の研究、開発等に係るプロジェクトの管理、システム設計等を担当するプロジェクトマネージャーや当該プロジェクトの製造等に関わる技術、品質管理、製造等の部門の課長が中心となって行っていたなどとしている。

そして、工数修正専用端末は、16年5月から7月までの間に宇宙機構による制度調査が行われたことなどを契機として、17年4月に撤去されたが、その後も、防衛部門の撤去後と同様の方法により付替えを行うなどしていた。

なお、付替え前の工数データについては、22年8月以前のデータが廃棄されており、それ以降の工数データも最初から目標工数が工数管理システムに直接入力されるなどしており、実際の作業時間が記録された工数データについては、一部しか保管されていないなどとしている。

三菱電機が総務省との間で締結した概算契約は、19、20両年度の2件のみであるが、いずれの契約においても、実際に作業を実施した鎌倉製作所の相模工場は、工数管理担当者が、実績工数の集計の際に、課員が入力した実績工数を目標工数に達するよう水増しするなどしていた。

なお、これらの2契約においては、工数データは廃棄されておらず、工数管理担当者による工数の水増しが行われる前の実際の作業時間が記録された工数データが保管されていたとしている。

② 通信機製作所における工数付替え等の状況

通信機製作所の地上システム課等の宇宙部門等は、鎌倉製作所の宇宙部門と同様に、宇宙機構、通信機構及び総務省と締結した大半の契約において目標工数を設定していた。そして、実績工数が目標工数を下回った場合には、その下回った分に、実績工数が目標工数を上回った他の契約から実績工数の一部を付け替えるなどしていた。また、鎌倉製作所からの社供についても、工数の付替えを行うなどしていた。

三菱電機は、これらの付替えを遅くとも1990年代終盤から行ってきたとしている。

また、通信機製作所の宇宙部門等では、これらの付替えについて、プロジェクト部門からの電子メール等による指示に基づいて、次のとおり行っていたなどとしている。

- i 実績工数が目標工数を上回った契約を担当したため、実際の工数よりも少ない工数しか当該契約の実績工数に計上できなかった課員に対して、実際には開発を担当していない契約に係る実績工数に上回った分の工数を計上するように課長が指示していた。

ii 工事命令書発令前（契約締結前）に行った作業について、工事命令書発令後、当該契約を担当していない課員に対して、工事命令書発令前（契約締結前）に行った工数を計上するように課長が指示していた。

なお、付替え前の工数データについては、従前より、最初から目標工数が工数管理システムに直接入力されるなどしており、実際の作業時間が記録された工数データについては、一部しか保管されていないなどとしている。

③ 情報技術総合研究所における状況

三菱電機は、情報技術総合研究所が通信機構及び総務省と締結した全ての契約において、工数の付替え等を行っていなかったことを確認したとしている。

④ 過大請求額の算定との関係

i 概算契約等について

前記のとおり、鎌倉製作所の宇宙部門は、宇宙機構、衛星センター又は通信機構と締結した大半の契約において目標工数を設定した上で、実績工数が目標工数を下回った場合には、その下回った分に、実績工数が目標工数を上回った他の契約から実績工数の一部を付け替えるなどしていた。これらの付替えは、概算契約等において、額の確定時に契約金額の減額や返納を避けるなどの目的で行われていたもので、宇宙機構等は、現在、過払額の算定を行うための特別調査を実施するなどしている。

しかし、実際の作業時間が記録された工数データが一部しか保管されていないことなどから、宇宙機構等は、防衛省と同様に、現在、過払額を算定するための「適正な工数」の推定方法等を検討するなどしている。

また、三菱電機は、前記のとおり、鎌倉製作所が研究開発を担当した2件の契約について相模工場が作業を担当していて、実際の作業時間が記録された工数データを保管していたとしていることから、24年5月に総務省へこれらの工数データを基礎として実績報告書を再提出した。総務省は、同年6月にこれにより額の再確定を行い、三菱電機から同年7月に過払額1796万余円、延滞金809万余円、計2605万余円の返還を受けた。

ii 確定契約について

前記のとおり、鎌倉製作所及び通信機製作所の宇宙部門等は、宇宙機構、衛星センター、通信機構又は総務省と締結した確定契約においても目標工数を設定した上で工数の付替えを行うなどしていた。

そして、三菱電機は、人工衛星等の研究、開発等に関する確定契約において、過去の契約に同一仕様のものがなかったため、宇宙機構等に提出した見積書の工数の算出に当たって、過去の工数を参考とせず、その都度、必要と見込まれる工数を積み上げて算出しており、見積書の工数が不適切なものとはなっていないことが、また、結果として見積書の工数と実際の工数との間に差が生じていたとしても、確定契約では実際の工数に基づいて精算することとはなっていないことから、工数の付替えを行っていたとしても過大請求には当たらないとしている。

しかし、確定契約の中には、同一仕様ではないとしても同種の作業を含む契約が次年度以降に締結されていることもあることから、工数の付替えを行った契約の工数を翌年度以降の契約に反映させたことにより不当に予定価格の算定基礎となる製造原価を増額させることとなっていないか、引き続き検査する必要がある。

なお、総務省は、前記の2件以外の契約について、三菱電機に対し文書による調査依頼を行っておらず、実地の調査も行っていない。

d 工数付替え等の目的、背景、動機等

前記のとおり、鎌倉製作所及び通信機製作所は、工数の付替え等をプロジェクト部門の課長等が中心となって行うとともに、当該プロジェクトの製造等に関わる技術、品質管理、製造等の関係課長に指示して行うなどしていたとしている。そして、これらの課を所掌する部長級以上の者が工数の付替えに直接関与した事実は確認されていないが、その多くの者は、かつて関係課長を経験していたことなどから、工数の付替え等が行われていることを認識していたとしており、所長及び副所長についても同様であるなどとしている。

そして、工数の付替え等の目的は、前記のとおり、概算契約等においては、契約代金等の確定時に契約代金等の減額や返納を避けることなどであり、また、防衛省との確定契約においては、次回以降の契約に際して提出する見積書に記載する工数に影響を与えることなどを回避することであるが、さらに、次のよ

うな背景、動機等があったなどとしている。

(a) 各部、各課の人員確保のため

鎌倉製作所及び通信機製作所は、直接部門の各部、各課の所属人数の妥当性を図る指標として、在場時間（業務の始業から終業までの時間から休憩時間を引いた時間）に対する工数の割合を示す直作率を用いているとしている。すなわち、直作率が高い場合は、課員は本来業務である製造等に直接従事している割合が多く人員管理上効率が良い状態を示し、低い場合は本来業務に直接従事している割合が少なく人員管理上効率が悪い状態、換言すると余剰人員を抱えている状態を示すとしている。

一方、両製作所は、実績工数が目標工数を上回った場合は、当該契約が赤字であったことを示すことになるため、従来、社内損益確保の観点からその超過分を当該契約に工数計上しない取扱いとしていたとしている。

しかし、このような取扱いをすると、工数計上しなかった分が間接作業時間に計上されることになるため、当該部門の直作率が下がり、人事部門から余剰人員を抱えていると判断されて、人員削減の検討対象になる可能性があったとしている。

このため、各部、各課は人員確保の観点からも工数の付替えを行っていたとしている。

(b) 利益の確保のため

鎌倉製作所及び通信機製作所は、プロジェクト部門全体としての利益を確保するためには、概算契約等における契約代金等の減額や返納を避けることなどだけでなく、宇宙部門等の確定契約においても、個別の契約ごとの損益管理を行っており、個別の機種で赤字を出すことが問題視されるため、部長、課長等は関係各課に原価低減を求めるとともに、目標工数を目安とした作業を求めていたとしている。これを受けた関係各課の課長は、概算契約等だけでなく確定契約においても、目標工数達成を自らの責務と捉え、個別の契約における赤字を極力なくし、各契約の実績工数を目標工数に一致させることが望ましいと考えていたなどとしている。

(イ) 関係4社による過大請求事案

a 関係4社の組織

MSSは、事業部制を採用しており、防衛装備品の製造、修理等及び人工衛星等の研究、開発等の担当部門及び製造拠点は、鎌倉、つくば、関西各事業部である。

プレジジョンは、営業本部制を採用しており、防衛装備品の製造、修理等及び人工衛星等の研究、開発等の担当部門は防衛・宇宙営業本部であり、製造拠点は鎌倉事業所である。

三電特機は、事業部制を採用しており、防衛装備品の製造、修理等及び人工衛星等の研究、開発等の担当部門及び製造拠点は、東部、西部両事業部である。

太洋無線は、事業本部制を採用しており、防衛装備品の製造、修理等及び人工衛星等の研究、開発等の担当部門は特機事業本部であり、製造拠点は本社工場である。

b 契約実績等

関係4社は、防衛省と防衛装備品等の調達に関する請負契約等を、また、宇宙機構、通信機構又は総務省と人工衛星等の研究、開発等に関する委託契約等をそれぞれ締結している。これらの契約の主な契約内容、主な製造拠点、19年度から23年度までの間の契約実績及び指名停止中の契約の実績は、表4-1から表4-4までのとおりである。

表4-1 防衛省等とMSSとの契約の概要 (単位：件(上段)、千円(下段))

調達機関	防衛省	宇宙機構	衛星センター	通信機構	総務省	
主な契約内容	ペトリオットミサイルの品質確認試験(解析)等	宇宙・航空システムの開発等		サーバー運用支援作業等	システム用機器の賃貸借等	
主な製造拠点	鎌倉事業部	鎌倉事業部		つくば事業部	つくば事業部	
契約実績	平成19年度	23 1,123,355	43 469,478	1 3,780	12 361,286	
	20年度	27 1,349,943	33 508,076	3 13,891	6 241,836	
	21年度	27 954,060	38 450,833	0 3,780	4 165,633	
	22年度	21 1,140,103	41 719,289	0 3,780	2 153,724	
	23年度	14 346,350	25 558,668	1 3,937	4 148,271	
	計	112 4,913,813	180 2,706,344	5 29,169	28 1,070,752	
	指名停止等年月日	24年2月24日	指名停止等なし		指名停止等なし	指名停止等なし
	指名停止中の契約の実績	1 1,060	—		—	—

表4-2 防衛省等とプレジジョンとの契約の概要

(単位：件(上段)、千円(下段))

調達機関		防衛省	宇宙機構	衛星センター	通信機構	総務省
主な契約内容		F-15用フライトシミュレータプログラム維持等	航空・宇宙・慣性・電波各機器の開発等		手術手技教育訓練システムの開発	
主な製造拠点		鎌倉事業所	鎌倉事業所		鎌倉事業所	
契約実績	平成19年度	157 5,732,787	17 582,567		1 43,982	
	20年度	134 4,009,529	13 516,773		1 43,998	
	21年度	139 3,786,692	10 577,984		—	
	22年度	131 3,594,068	10 644,509		—	
	23年度	129 6,393,105	12 348,135		—	
	計	690 23,516,183	62 2,669,970		2 87,980	
	指名停止等年月日	24年2月24日	指名停止等なし		指名停止等なし	
指名停止中の契約の実績	30 2,623,691	—		—		

表4-3 防衛省等と三電特機との契約の概要

(単位：件(上段)、千円(下段))

調達機関		防衛省	宇宙機構	衛星センター	通信機構	総務省
主な契約内容		レーダーセットAN/AGP-63構成部品修理等	衛星搭載機器の開発等		多周波電磁環境統計測定装置等	
主な製造拠点		東部事業部 西部事業部	東部事業部		東部事業部	
契約実績	平成19年度	270 10,493,452	2 18,778		8 155,591	
	20年度	258 11,048,932	4 46,196		2 22,260	
	21年度	265 11,696,469	2 121,492		3 27,363	
	22年度	236 12,565,327	3 17,430		—	
	23年度	258 10,351,577	2 72,440		—	
	計	1,287 56,155,759	13 276,338		13 205,214	
	指名停止等年月日	24年2月24日	指名停止等なし		指名停止等なし	
指名停止中の契約の実績	23 400,014	—		—		

表4-4 防衛省等と太洋無線との契約の概要

(単位：件(上段)、千円(下段))

調達機関	防衛省	宇宙機構	衛星センター	通信機構	総務省	
主な契約内容	航空機搭載用救難無線機等	電波監視用器材等			携帯型方向探知機等	
主な製造拠点	本社工場	本社工場			本社工場	
契約実績	平成19年度	41 488,869	—		3 41,580	
	20年度	36 416,389	1 5,040		4 80,797	
	21年度	44 446,131	—		4 48,751	
	22年度	41 258,206	—		4 67,951	
	23年度	40 354,196	—		2 43,470	
	計	202 1,963,794	1 5,040		17 282,550	
	指名停止等年月日	24年2月24日	指名停止等なし			指名停止等なし
	指名停止中の契約の実績	なし	—			—

c 工数付替え等の状況

(a) 防衛装備品等の調達に関する契約

① 工数付替えの状況

関係4社の防衛部門は、三菱電機と同様に、防衛省と締結した大半の契約について目標工数を設定しており、準確定契約等においては、契約代金の確定時に契約代金の減額や返納を避けるなどの目的で、実績工数が目標工数を下回った場合には、その下回った分に、実績工数が目標工数を上回った他の契約から実績工数の一部を付け替えて、付替え分を加算した工数を当該契約の実績工数として防衛省に申告するなどしていた。また、確定契約においても、実績工数が目標工数を下回った場合には、工数の付替えを行うなどしていた。

これらの付替えは、遅くとも、MS S及びプレシジョンは1990年代前半(2年頃)から、三電特機は1970年代半ば(昭和50年頃)から、太洋無線は1999年頃(平成11年頃)からそれぞれ行ってきたとしており、課長等が前任者から引き継ぐ形等で行われていたなどとしている。そして、課長等は、課員が記載した実績工数を手書きで目標工数に書き換えたり、工数データ

を上書きして修正するためのプログラム（以下「工数修正プログラム」という。）を使用して目標工数に書き換えたりなどしていたとしている。

なお、実際の作業時間が記録された工数データについては、三菱電機と同様に、一部しか保管されていないなどとしている。

② 過大請求額の算定との関係

防衛省は、三菱電機と同様に、現在、関係4社に対して過払額の算定を行うための特別調査を実施している。しかし、前記のとおり、実際の作業時間が記録された工数データが一部しか保管されていないことなどから、過払額を算定するための「適正な工数」の推定方法等を検討している。

(b) 人工衛星等の研究、開発等に関する契約

① 工数付替えの状況

関係4社が宇宙機構、通信機構又は総務省と締結した人工衛星等の研究、開発等に関する契約は、プレシジョンが通信機構と上限付概算契約で締結した2件を除き、いずれも確定契約となっていた。

そして、上記の上限付概算契約2件について、プレシジョンは、当該契約に係る研究、開発等の担当部門が間接部門であり、原価計算システム上、工数計上することとなっていないことから、工数の付替えを行っていなかったとしている。

確定契約については、表5のとおり、MS S、プレシジョン及び三電特機が宇宙機構と締結した契約、MS S及び三電特機が通信機構と締結した契約並びにMS S及び太洋無線が総務省と締結した契約において、いずれも目標工数が設定されていた。そして、目標工数が設定されていた契約において、MS Sつくば事業部が実施していた通信機構及び総務省との契約を除き、工数の付替えが行われるなどしていた。

これらの付替えは、遅くとも、MS Sは1999年頃（11年頃）から、プレシジョンは1990年代前半（2年頃）から行ってきたとしており、また、三電特機は2003年（15年）当時既に行っていたとしており、太洋無線は2008年頃（20年頃）から行ってきたとしている。そして、課長等が前任者から引き継ぐ形等で、課員が記載した実際の工数を手書きで目標工数に書き換えたり、工数修正プログラムを使用して目標工数に書き換えたりするなどし

ていたとしている。

なお、実際の作業時間が記録された工数データについては、防衛部門と同様に、一部しか保管されていないなどとしている。

太洋無線が宇宙機構と締結した契約及び三電特機が総務省と締結した契約においては、見積書の金額がカタログ価格を基に算出されていて、工数計上されていないことから、工数の付替えは行われていなかった。

表5 関係4社における工数付替えの状況

会社	調達機関	宇宙機構	衛星センター	通信機構	総務省
M S S	契約方式	確定		確定	確定
	目標工数の設定	有		有	有
	工数付替え	有		無	無
	始めた時期	遅くとも1999年頃		—	—
プレジジョン	契約方式	確定		概算	—
	目標工数の設定	有		無	—
	工数付替え	有		—	—
	始めた時期	遅くとも1990年代前半		—	—
三電特機	契約方式	確定		確定	確定
	目標工数の設定	有		有	無
	工数付替え	有		有	無
	始めた時期	2003年当時既に		2003年当時既に	—
太洋無線	契約方式	確定		—	確定
	目標工数の設定	無		—	有
	工数付替え	無		—	有
	始めた時期	—		—	遅くとも2008年頃

② 過大請求額の算定との関係

前記のとおり、プレジジョンが通信機構と締結した上限付概算契約2件については、原価計算システム上、工数計上することとなっていないことから、プレジジョンは、工数の付替えを行っていないとしている。また、確定契約においては、三菱電機が宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省と締結した確定契約と同様に、関係4社は、過去の契約に同一仕様のものがなかったため、宇宙機構等に提出した見積書の工数の算出に当たって、過去の工数を参考とせず、その都度、必要と見込まれる工数を積み上げて算出しており、見積書の工数が不適切なものとはなっていない

こと、また、結果として見積書の工数と実際の工数との間に差が生じていたとしても、確定契約では実際の工数に基づいて精算することとはなっていないことから、工数の付替えを行っていたとしても過大請求には当たらないとしている。

しかし、三菱電機の宇宙部門等の確定契約と同様に、同一仕様ではないとしても同種の作業を含む契約が次年度以降に締結されていることから、工数の付替えを行った契約の工数を翌年度以降の契約に反映させたことにより不当に予定価格の算定基礎となる製造原価を増額させることとなっていないか、引き続き検査する必要がある。

d 工数付替え等の目的、背景、動機等

前記のとおり、関係4社は、工数の付替えを、課長等が前任者から引き継ぐ形等で行っていたなどとしている。そして、三菱電機と同様に、部長等の上位者が工数の付替えに直接関与した事実は確認されていないが、その多くの者は、かつて関係課長等を経験していたことなどから、工数の付替えが行われていることについてはこれを認識していたなどとしている。

そして、工数の付替えの目的は、三菱電機と同様に、概算契約等において契約代金等の確定時に契約代金等の減額や返納を避けることなどであるが、さらに、次のような背景、動機等があったなどとしている。

(a) 三菱電機と同様に各部、各課の人員確保のため

(b) 三菱電機と同様に利益の確保のため

(c) 工数の付替えが、広範囲、長期間にわたり引継事項として当たり前のように行われてきたことから、契約上の違反行為としての認識が薄くなっていたこと

(d) 三菱電機から移管された事業については、引き継いだ工数を変えることが三菱電機の工数の計上根拠を否定し、三菱電機に迷惑をかけることになることの配慮があったこと

(e) 防衛省との契約の中には赤字となる契約もあったことから、全体として防衛省に実質的な損害が生じていないのではないかという思い込みがあったこと

(注7)

(f) プレシジョンは、裁量労働制適用労働者に係る工数計上をみなし労働時間

である1日当たり7.75時間に当該所属部門の直作率を乗じた値を上限としていたが、実際には裁量労働制適用労働者が残業することはまれではなく、裁量労働制適用労働者が残業をした場合には、当該残業時間分等を裁量労働制適用労働者以外の者の工数に付け替えていたこと

(注7) 裁量労働制 使用者から業務の進め方や時間配分の指示を受けず、本人の自己裁量と自己責任によって仕事の進め方や勤務時間の計画が立てられる制度で、通常、労使協定等によりみなし労働時間が定められている。

イ 住友重機械等による過大請求事案

(ア) 住友重機械等の組織

住友重機械は事業部制を採用しており、防衛装備品の製造、修理等の担当部門は装備システム事業部であり、製造拠点は田無製造所である。

住重特機の防衛装備品の製造、修理等の担当部門は田無製造所（本社）である。

(イ) 契約実績等

住友重機械等は、防衛省と防衛装備品等の調達に関する請負契約等を締結している。これらの契約の主な契約内容、主な製造拠点、19年度から23年度までの間の契約実績及び指名停止中の契約の実績は、表6のとおりである。

表6 防衛省と住友重機械等との契約の概要
(単位：件（上段）、千円（下段）)

調達機関		防衛省	
		住友重機械	住重特機
会社		住友重機械	住重特機
主な契約内容		高性能20mm機関砲用弾薬給弾装置等	20mm対空機関砲定期修理等
主な製造拠点		田無製造所	田無製造所(本社)
契約実績	平成	132	58
	19年度	5,381,906	1,353,107
	20年度	124	50
		3,470,759	1,171,564
	21年度	121	60
		3,488,953	1,376,780
	22年度	101	43
		3,117,749	1,147,615
23年度	130	61	
	3,845,562	1,403,120	
	608	272	
	計	19,304,932	6,452,189
指名停止等年月日		24年5月25日	24年5月25日
指名停止中の契約の実績		なし	なし

(ウ) 工数水増し等の状況

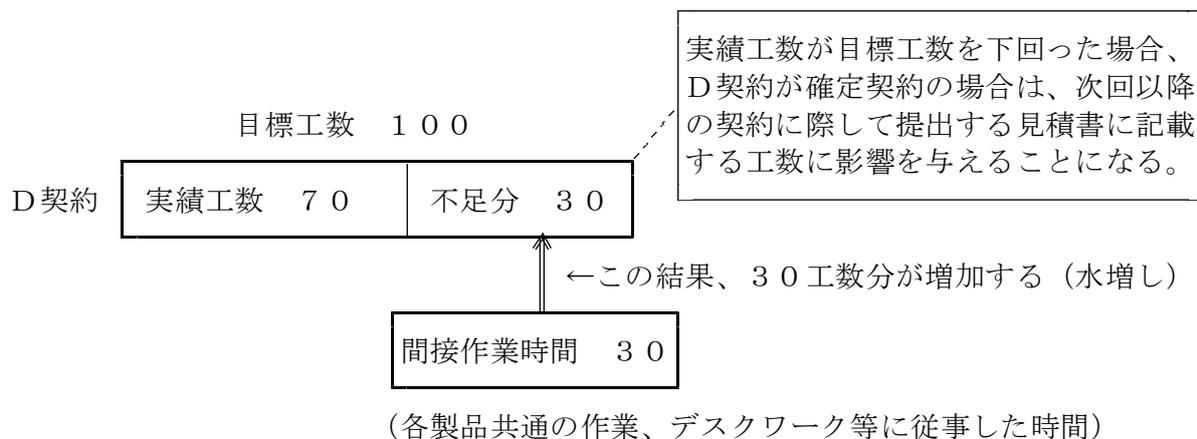
a 住友重機械における工数水増し等の状況

住友重機械は、防衛省と締結した大半の契約において、契約に際して防衛省に提出した見積書の工数又はこれに近似した工数（以下、これらの工数を「見積工数」という。）を目標工数として設定していた。そして、確定契約においては、見積工数は過去の製造実績に基づいて計上することが基本となっていることなどから、その契約の実績工数が次回以降の契約に際して提出する見積書に記載する工数に影響を与えることなどを回避するために、実績工数が目標工数を下回った場合には、その下回った分について、防衛装備品の製造等に直接従事した時間ではない各製品共通の作業等に従事した時間（間接作業時間）を当該防衛装備品等の工数に振り替えることなどにより実績工数を目標工数まで水増しするなどしていた。また、準確定契約等においても、契約代金の確定時に契約代金の減額を避けるなどの目的で、確定契約と同様に、実績工数が目標工数を下回った場合には、その下回った分について、防衛装備品の製造等に直接従事した時間ではない間接作業時間を当該防衛装備品等の工数に振り替えることなどにより実績工数を目標工数まで水増しするなどして、当該契約の実績工数として防衛省に申告していた。

そして、加工費率は、前記のとおり、直接労務費に間接労務費、間接材料費及び間接経費である製造間接費を加えた期間加工費を期間工数で除して算定した1作業時間当たりの加工費であることから、課員が間接作業に従事した時間を工数計上することは、当該時間に係る当該部門の費用を二重に計上していることになる。

これを概念図で示すと図5のとおりである。

図5 工数水増しの概念図



(注) 間接作業時間を工数として計上する場合のほか、架空取引による工数の計上（住重特機）や他の契約の実績工数からの付替えも行われていた。

住友重機械は、これらの水増しを遅くとも1970年代から行ってきたとしており、1980年代からは、装備システム事業部の管理部門が工数管理システムに工数修正プログラムを導入して行っていたとしている。

そして、20年度からは金融商品取引法（昭和23年法律第25号）等に基づく内部統制報告書の作成が義務付けられ、本社による会計監査が充実・強化されることが予想されたことなどから、装備システム事業部は、工数の過大計上を解消する必要に迫られていたとしている。また、17年度に防衛省の「作業効率化促進制度」^(注8)の対象として住友重機械が製造している「5.56mm機関銃MINIMI」

（以下「MINIMI」という。）が選定され、その調査・分析の結果、MINIMIについて作業効率を向上させるための工数削減目標が示されたことから、実績工数が減少しても作業効率の向上によるものとみなされ、直ちに工数計上の疑念につながることはなくなったなどとしている。このような背景の下で、住友重機械は、20年3月に工数修正プログラムを削除したとしている。

しかし、住友重機械は、この工数修正プログラムを削除して、同年4月以降、工数計上の適正化を図ったとしているが、それ以降の一部の受注案件においては、急激な実績工数の減少は工数の水増しの発覚につながるため、同年9月まで工数管理システムの誤入力等を修正する機能を使って工数の水増しを行っていた。

なお、実際の作業時間が記録された工数データについては、一部しか保管さ

れていないなどとしている。

また、住友重機械の現在の工数管理の状況を検査するため、防衛装備品の設置等のために出張した際の工数として計上されていた23年度分の工数について、会計検査院が、出張旅費精算書に添付されていた精算に関する領収書と照合するなどして確認したところ、工数として計上されていた時間に、宿泊施設にチェックインしていたり、社用車の燃料を給油していたり、高速道路の料金所で精算していたりなどしている事態が複数見受けられた。

(注8) 作業効率化促進制度 装備施設本部が契約相手方と共同で、契約相手方等の作業及び作業現場について、現状の設備、工程等を大幅に変更することなく、作業効率及び生産資源の活用率を向上させるために作業効率の実態調査・分析を行い、作業効率化の方法について探求して事後の契約に反映させる制度

b 住重特機における工数水増し等の状況

住重特機は、防衛省と締結した大半の概算契約において見積工数を目標工数として設定していた。そして、実績工数が目標工数を下回った場合には、その下回った分について、間接作業時間を当該防衛装備品等の工数に振り替えたり、工数に振り替えるための間接作業時間が不足する際は、関係会社から人材の応援があったと偽装して、応援されたとする人の架空工数を計上したりなどして目標工数までの水増しを行い、水増し後の工数を当該契約の実績工数として防衛省に申告するなどしていた。

住重特機は、これらの水増しを会社設立当初の1988年頃（昭和63年頃）から行ってきたとしており、業務部の工数集計部門が工数管理システムの誤入力等を修正する機能を使用して行っていたなどとしている。

また、海上自衛隊と締結した確定契約においては、航空自衛隊と同じ加工費率及び総利益率（製造原価に対する総利益の割合）を採用して見積書の製造原価を算出していたが、見積時に実績工数の提出が求められていないことから、従来、見積工数を実際の工数より高く計上して算出しており、このため、見積書の製造原価と実際の製造原価との間に大幅なかい離が生じていた。この大幅なかい離は、航空自衛隊と締結している契約に比べ不自然な状態となっていたことから、住重特機は、工場内で長期滞留して廃棄する予定の部品の価格を製造原価に材料費として計上するなどして、製造原価のかい離の圧縮を図るなどしていた。

さらに、海上自衛隊の部隊等が、22年6月に、住重特機に対して、確定契約における原価実績の確認のために原価元帳の提示を要望したところ、住重特機は、実際の工数と見積工数のかい離が発覚することを防止するために、原価元帳を改ざんした上、当該部隊等に出向いて原価元帳のみを提示して説明していた。

なお、実際の作業時間が記録された工数データについては、一部しか保管されていないなどとしている。

c 過大請求額の算定との関係

上記のとおり、住友重機械等は、確定契約や準確定契約等において、工数の水増し等を行っていた。このため、防衛省は、現在、過払額の算定を行うための特別調査を実施している。

(エ) 工数水増し等の目的、背景、動機等

前記のとおり、住友重機械等は、工数の水増し等を装備システム事業部等の管理部門が工数修正プログラムを使用するなどして行っていたなどとしている。そして、部長等の上位者は、工数の水増し等が行われていることについてはこれを認識していたなどとしている。

そして、工数の水増し等の目的は、前記のとおり、確定契約においては、次回以降の契約に際して提出する見積書に記載する工数に影響を与えることなどを回避することであり、準確定契約等においては、契約代金の確定時に契約代金の減額を避けることなどであるが、さらに、次のような背景、動機等があったなどとしている。

a 住友重機械は、民需部門が同じ事業部にあったときまでは、防衛装備品の利益確保の観点もあったが、防衛装備品の収益で民生品の損失を補填するという面もあったこと

b 住重特機においては、住友重機械から移管された事業であるため、住友重機械から引き継いだ工数を変えることが住友重機械の工数計上を否定し、住友重機械に迷惑をかけることになるとの配慮があったこと

2 防衛省等における監査等の実施状況

これまで明らかになった過大請求事案に対する再発防止策等を踏まえて、防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省による三菱電機、関係4社又は住友重機械等に対する制度調査、原価監査等の実施状況について検査したところ、次のような状況と

なっていた。

(1) 防衛省等による制度調査の実施状況

表7-1のとおり、防衛省及び宇宙機構は制度調査を実施していたものの、衛星センター、通信機構及び総務省はいずれも制度調査を実施していなかった。このうち、総務省は、原価計算方式で予定価格を算定していないことから、契約相手方の原価計算システムの適正性を確認する制度調査については実施する必要がないとしている。

表7-1 制度調査の実施の有無

防衛省	宇宙機構	衛星センター	通信機構	総務省
通達や実施要領等に基づき実施している。	要領や契約条項に基づき実施している。	内部規程や契約条項に制度調査の規定がないため実施していない。	契約条項で規定しているが、宇宙機構の加工費率等を採用しており宇宙機構が制度調査を実施していないとして実施していない。	原価計算方式で予定価格を算定していないことから実施していない。

防衛省及び宇宙機構は、制度調査を実施するに当たり、あらかじめ調査の日程、対象とする契約等の調査内容等について契約相手方と調整を行い、調査実施日の数箇月前に契約相手方に通知していた。

三菱電機、関係4社及び住友重機械等は、この通知を受けて、表7-2のとおり、工数の付替え等により過大請求を行っている事態が発覚することのないよう、工数管理システム等の調査の際に、工数修正専用端末や工数修正プログラムの存在について開示しなかったり、作業現場に赴いて作業の実態、工数計上の手続等を実地に確認するための調査（以下「フロアチェック」という。）の際に、実際の作業とは異なる工数計上が発覚する懸念があったため、調査の際にはあらかじめ決めておいた作業内容を実演してその作業時間をそのまま計上したりなどする対応を執っていた。

そして、防衛省及び宇宙機構は、三菱電機等の各会社と事前に調整を行った調査内容等に従って、原則として各会社が準備して設定した事項に限定した調査を行って、原価計算システムの適正性を確認するなどしていた。

また、防衛省及び宇宙機構は、「入札及び契約心得」等において、制度調査を実施する際は、あらかじめ、日時、場所等調査を行う上での必要事項を通知することとなっていることなどから、事前通告なしの抜き打ち調査については、実施していない。

表7-2 制度調査の直近の実施状況（平成19年度以降）

実施年度	会社	防衛省	宇宙機構
	三菱電機	平成22年度	21年度
	MS S	22年度	21年度
	プレジジョン	22年度	19年度
	三電特機	22年度	—
	大洋無線	23年度	—
	住友重機械 住重特機	20年度 20年度	— —
会社側の対応	<p>①工数管理システム等の調査の際に、工数修正専用端末や工数修正プログラムの存在を開示しなかった。</p> <p>②フロアチェックの際に、実際の作業とは異なる工数計上が発覚する懸念があったため、調査実施日の数箇月前に調査内容や調査対象契約が通知されることから次のような対応を執っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の際にはあらかじめ決めておいた作業内容を実演してその作業時間をそのまま計上した。 ・入力した実績工数が自動的に目標工数に修正されないように、工数修正プログラムの使用を停止していた。 ・工数の入力を行う端末の画面に実績工数が表示されないようにしていた。 ・作業員が少なくて済む自動工作機械に多くの作業員を張り付けていた。 ・作業員等への直接の質問や不用意な回答を防ぐために対応者を管理職等に限定するなどしていた。 <p>③帳簿類の調査の際には、事前の打合せのときに対象契約数や帳票類の種類を極力限定するようにしていた。</p> <p>④予定外の調査や行動が行われないよう日程調整を行っていた。</p>		
実施方法	<p>事前に調整した調査内容等に従って、原則として会社が設定した事項に限定した調査を実施するなどしていた。</p>		
抜き打ち調査	<p>実施していない。</p>		

このように、制度調査は、衛星センター及び通信機構においては実施されておらず、防衛省及び宇宙機構においても、会社と事前に調整した範囲内に限定して実施されているなど有効に機能するものとはなっていなかった。また、事前通告なしの抜き打ち調査は実施されておらず、抜き打ち調査が効果的に実施できるような体制の整備も検討されていないなどのため、帳簿類の調査のみでは発見が困難な一重帳簿による工数の付替え等には対応できない状況となっていた。

(2) 防衛省等による原価監査等の実施状況

防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省は、三菱電機、関係4社又は住友重機械等と締結した概算契約等について、いずれも原価監査等を実施していた。

しかし、防衛省等は原価監査等の際は、防衛省等が監査すべき事項を指定するべきであるのに、表8-1のとおり、三菱電機等の各会社があらかじめ事前に準備した事項についての確認を中心に監査するなどしていた。

また、防衛省等は、事前通告なしの抜き打ち監査を実施していない。

表8-1 原価監査等の実施状況(平成23年度)

	会社	防衛省	宇宙機構	衛星センター	通信機構	総務省
実施 件 数	三菱電機	250件	4件	1件	2件	1件
	M S S	2件	/	/	/	/
	プレジジョン	100件				
	三電特機	194件				
	太洋無線	20件				
	住友重機械	14件				
	住重特機	45件				
会社側の対応	予定外の監査等が行われないよう事前に日程及び調査項目の打合せを行うなどしていた。					
実施方法	①個別に管理職等に説明を求めているものの、会社が事前に準備した事項についての確認が中心となっているなどしていた。 ②実際に工数計上を行った担当者への聴取が十分でなかった。 ③一部の調達機関は、各会社に赴いて行う実地監査を実施せず、各調達機関に送付させた帳票類を含む関係資料を突合するなどの形式的な確認のみ行っていた。					
抜き打ち監査	実施していない。					

(注) 防衛省は、装備施設本部及び陸上、海上、航空各自衛隊の部隊等がそれぞれ締結した契約について、各部隊等がそれぞれ実施していることから、実施件数が多くなっている。

そして、要領等の内部規程において、原価監査等の具体的方法、内容等が定められているかという点についてみたところ、表8-2のとおりとなっていた。陸上自衛隊の一部の部隊、航空自衛隊及び衛星センターは、原価監査等の具体的方法、内容等を規定した要領等を定めることなく、契約条項を根拠に原価監査等を実施していた。通信機構は、要領等を定めておらず、三菱電機が作成した要領によって原価監査等を実施していた。総務省は、要領等を定めていたものの、具体的方法等を定めていないなど十分なものとはなっていなかった。

表8-2 原価監査等における要領等の有無

装備施設本部	防衛省			宇宙機構	衛星センター	通信機構	総務省
	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊				
要領等があり、具体的方法も定めている。	一部の部隊は、要領等がないまま実施している。	要領等があり、具体的方法も定めている。	要領等がないまま実施している。	要領等があり、具体的方法も定めている。	要領等がないまま実施している。	要領等がなく、三菱電機が作成した要領によって実施している。	要領等はあるものの、具体的方法等を定めていない。

また、装備施設本部及び海上自衛隊は、原価監査に先立って、契約相手方の会計処理が原価計算の規則に沿って実施され、発生原価が適正に把握できるものとなっている

るかなどを確認する運用状況調査を実施しているが、この運用状況調査についても、制度調査と同様に、三菱電機等の各会社と事前に調整した調査内容や日程に従って、原則として各会社が準備して設定した事項に限定した調査を行うなどしていた。

このように、原価監査等は、防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省のいずれにおいても実施されていたが、その実施状況をみると、制度調査と同様に、有効に機能するものとはなっておらず、一重帳簿による工数の付替え等には対応できない状況となっていた。

(3) 三菱電機等による内部統制、各種の法令遵守等に係る施策等の実施状況

ア 三菱電機による施策等の実施状況

三菱電機は、2年に「企業倫理ガイドライン」を策定し、それ以降、法令遵守と倫理・遵法活動を展開してきたなどとしている。そして、14年に、本社法務部コンプライアンス室に「倫理遵法ホットライン」を設置して、内部通報制度の充実を図ったとしている。また、19年に、コンプライアンスマネージャー制度を創設して、各事業本部・支社・製作所にコンプライアンスの推進に当たるコンプライアンスマネージャーを各事業本部、製作所等に配置するとともに、20年に、関係4社を含む三菱電機グループ各社にも同制度を創設して、各社に会社統括コンプライアンスマネージャーを配置したとしている。

しかし、鎌倉製作所及び通信機製作所が所属する電子システム事業本部のコンプライアンスマネージャーの活動は、過去に三菱電機内で発生した私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等の不祥事案の再発防止に重点を置いたものにとどまっており、コンプライアンスマネージャー自身は工数の付替えを認識しつつもそれを容認してきたなどとしている。このため、三菱電機は、5年以降に多数発覚した他社の過大請求事案を受けても、防衛省等が求める再発防止策等の周知を十分行っていなかったり、これらに対応した内部統制が十分機能するようになっていなかったり、法令遵守等に係る施策等を講じていなかったりしていた。また、本社監査部、法務部等の内部統制、コンプライアンス部門によれば、両製作所の関係者が内部監査において、工数の付替えの事実を告げなかったこと、内部通報制度においても工数の付替えの通報がなかったことなどから、今回の両製作所における過大請求の実態に気付くことができなかったなどとしている。

イ 関係4社による施策等の実施状況

関係4社は、それぞれ社内にコンプライアンス室を設置するなどして、法令遵守と倫理・遵法教育を中心とした活動を展開してきたなどとしている。そして、前記のとおり、20年に、三菱電機グループの会社としてそれぞれ会社統括コンプライアンスマネージャーを配置し、その下にコンプライアンスマネージャーを配置してコンプライアンスの推進に当たってきたなどとしている。

しかし、その活動は、三菱電機と同様に、不祥事案の再発防止に重点を置いたものにとどまっていたなどのため、今回の過大請求の実態に気付くことができなかったなどとしている。

ウ 住友重機械等による施策等の実施状況

住友重機械は、16年度以降、コンプライアンス最優先の事業経営を行うこととし、18年度には「内部統制システム構築の基本方針」を制定したとしている。そして、前記のとおり、金融商品取引法等に基づく内部統制報告書の義務化やMINIMIについて作業効率を向上させるための工数削減目標が示されたことなどを背景として、住友重機械は、20年3月に工数修正プログラムを削除したとしているが、三菱電機と同様に、本社の内部統制、コンプライアンス等の担当部門が過大請求の実態に気付くことはできなかったとしており、防衛省にその事実を申告して再発防止策を講ずることもしていなかった。

また、住重特機は、見積工数と実績工数とのかい離が大きく、段階的にかい離を是正することとしたなどとしており、防衛省にその事実を申告して再発防止策を講ずることはしていなかった。

なお、上記(1)から(3)までの各事態で取り上げた防衛省等における監査等の実施状況のうち、早急に改善策を講ずる必要があるものなどについては、予算の執行のより一層の適正化を図るよう、24年10月25日に、内閣総理大臣、総務大臣、防衛大臣、独立行政法人情報通信研究機構理事長及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構理事長に対して、それぞれ会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

第3 検査の結果に対する所見

1 検査の結果の概要

会計検査院は、合規性、経済性等の観点から、過大請求の経緯について、過大請求はどのような経緯で行われていたのか、特にこれまで明らかになった過大請求事案に対す

る再発防止策等はどのようなものであったのか、防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約における過大請求の背景、事情等となるような課題等はないか、過大請求の方法、内容等の状況について、過大請求はどのように行われていたのか、特に工数の付替え等の方法はどのようなものか、過大請求の目的、動機及び背景はどのようなものか、防衛省等における監査等の実施状況について、防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省が実施している制度調査、原価監査等は適切に実施されていたのか、三菱電機、関係4社及び住友重機械等における内部統制、各種の法令遵守等に係る施策等は有効に機能していたのかなどに着眼して検査した。

検査したところ、防衛省及び宇宙機構においては、資料の信頼性確保に関する措置として関係資料の保存義務、虚偽資料に係る違約金の賦課等について契約相手方への周知が行われていたが、衛星センター、通信機構及び総務省においては、そのような措置が執られていなかった（9～11ページ参照）。

また、防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約に内在する課題等としては、契約相手方が限定されるため随意契約で締結されることが多く、競争が働きにくい面がある一方、市場価格が形成されておらず、予定価格が原価計算方式で算定される場合が多いことなどから、予定価格の算定根拠等の透明性の確保が重要となる。また、現行の概算契約等は、契約相手方のコスト削減努力により工数等が低減した場合でも、契約代金等の減額確定によりその便益を全て発注者が享受することになっていることなどから、コスト削減へのインセンティブが働きにくいという問題もある。さらに、防衛省、宇宙機構、通信機構及び総務省は、三菱電機、MSS、プレジジョン又は三電特機と指名停止中の契約を締結しており、これらの契約金額は多額に上っていて、指名停止等の措置がペナルティとして十分機能していないと思料される（11～13ページ参照）。

そして、三菱電機及び関係4社は、防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構又は総務省と締結した契約において、その契約金額に基づき損益管理等を行う指標として目標工数を設定して、実績工数が目標工数を下回った場合には、その下回った分に、実績工数が目標工数を上回った他の契約から実績工数の一部を付け替えるなどしていた。また、住友重機械等は、防衛省と締結した契約において、見積工数を目標工数として設定して、実績工数が目標工数を下回った場合には、その下回った分について、間接作業時間を当該契約の工数に振り替えたり、工数に振り替えるための間接作業時間が不足する際は架

空工数を計上したりなどしていた（17～20、21～23、28～30及び33～36ページ参照）。

制度調査については、衛星センター及び通信機構は、原価計算方式で予定価格を算定しているにもかかわらず実施していなかった。そして、防衛省及び宇宙機構が実施した制度調査は、会社と事前調整した範囲内で実施されるなど有効に機能するものとはなっておらず、事前通告なしの抜き打ち調査が実施されていないなどのため、帳簿類の調査のみでは発見が困難な一重帳簿による工数の付替え等には対応できない状況となっていた（37～38ページ参照）。

また、原価監査等については、防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省は、実施していたものの、制度調査と同様に、有効に機能するものとはなっていないなど、一重帳簿による工数の付替え等には対応できない状況となっていた。そして、原価監査に関する要領等についてみると、陸上自衛隊の一部の部隊、航空自衛隊、衛星センター、通信機構及び総務省において、要領等が定められていなかったり、定められていても十分なものとはなっていないかったりしていた（38～40ページ参照）。

さらに、三菱電機等の内部統制、各種の法令遵守等に係る施策等については、社内の不祥事案の再発防止に重点を置いたものにとどまっていたことなどのため、過大請求の実態に気付くことができなかつたなどとしている（40～41ページ参照）。

2 所見

防衛装備品や人工衛星等は、我が国の安全保障及び大規模災害等への危機管理等の面において大きな役割を担っており、防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約は、これらの役割を実効性あるものとするために重要であり、防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省において引き続き実施されるものである。

また、これらの契約は、前記のとおり、契約相手方が限定されるため随意契約で締結されることが多く、競争が働きにくい面がある一方、市場価格が形成されておらず、予定価格が原価計算方式で算定される場合が多いことなどから、予定価格の算定根拠等の透明性の確保が重要となっている。

については、防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省は、今回の過大請求事案に対する特別調査等を引き続き実施して、事態の全容の解明、過大請求額の算定、返還の請求等を行うとともに、防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する予算の執行のより一層の適正化を図るよう、次の点に留意する必要がある。

ア 資料の信頼性確保に関する措置について

防衛省及び宇宙機構においては、前記のとおり、資料の信頼性確保に関する措置として関係資料の保存義務、虚偽資料に係る違約金の賦課等について契約相手方への周知は行われていたものの、現に本件過大請求事案が発生したことなどを踏まえ、信頼性確保の措置のより一層の実効性の向上に努めること。また、衛星センター、通信機構及び総務省においては、関係資料の保存義務、虚偽資料に係る違約金の賦課等の資料の信頼性確保に関する措置について、より一層の体制の整備を図ること

イ 防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約に内在する課題等について

防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約に内在する競争性、透明性等の確保やコスト削減へのインセンティブ、ペナルティの実効性等の課題等は、過大請求の発生リスクに影響を与えているとの認識に立って、関係機関等が連携して、引き続き調達制度等の在り方等について更なる検討を行うこと

ウ 制度調査について

(ア) 制度調査を実施する担当官が自ら調査項目等を選定して、直ちに作業員等への聴取を実施したり、適宜調査項目を変更したりするなどして、形式的な調査にならないよう留意し、契約相手方に対する^{けん}牽制効果が十分に働くようにすること

(イ) 作業現場に赴いて作業実態、工数計上の手続等を実地に確認するフロアチェックを行う場合には、管理職等のみに想定される範囲内の質問をするのではなく、実際の作業員等に想定外の質問も含む質問を行うようにするなど、フロアチェックの充実・強化を図ること

(ウ) 衛星センター及び通信機構においては、制度調査を実施できるよう早急に体制の整備を図るとともに、その実施に当たっては、他の調達機関と連携を図るなどして、制度調査の充実・強化を図ること

(エ) 一重帳簿による過大請求を発見したり抑止したりするため、必要に応じて事前通告なしの抜き打ち調査等を実施するとともに、その調査手法の開発や実施体制の整備を図ること

エ 原価監査等について

(ア) 契約相手方が示す事項に対する事実確認等にとどまることなく、様々な観点からの監査及び確認を行うなどして、形式的な監査にならないよう留意し、契約相手方に対する牽制効果が十分に働くようにすること

(イ) 関係書類の照合等にとどまることなく、作業実態に関する質問を行うなどして事実の把握及び確認に努めること

(ウ) 防衛省においては、地方調達に係る原価監査等の基準を統一的に整備したり、衛星センター、通信機構及び総務省においては、原価監査等の具体的方法、内容等を定めた要領等を整備したりするなど、体制の整備を図ること

(エ) 一重帳簿による過大請求を発見したり抑止したりするため、制度調査と同様に、必要に応じて事前通告なしの抜き打ち監査等を実施するとともに、その監査手法の開発や実施体制の整備を図ること

オ 内部統制、各種の法令遵守等に係る施策等について

契約相手方に対して制度調査、原価監査等を実施するなどの際は、防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省が講じた再発防止策等についての契約相手方に対する浸透度合を確認し、また、内部統制、各種の法令遵守等に係る施策等の状況について聴取等を行うなどして、契約相手方の原価計算システムの適正性、過大請求の発生リスク等についての的確に判断するとともに、必要に応じて適切な指導を行うなどして過大請求の発生リスクの低減に努めること

会計検査院としては、本報告書の取りまとめに際して、内閣官房、総務省、防衛省、通信機構及び宇宙機構が今後行うこととしている損害賠償の請求、再発防止策の策定等の状況について検証等を終えるに至っていない部分があることなどから、これらを中心に引き続き検査して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。